

竹原市民生産業委員会

令和2年12月11日開会

会議に付する事件

(付託案件)

- 1 議案第 97号 竹原市火葬場の指定管理者の指定について
- 2 議案第100号 竹原市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案
- 3 議案第103号 竹原市印鑑条例の一部を改正する条例案
- 4 議案第105号 工場立地法第4条の2第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例案
- 5 議案第107号 令和2年度竹原市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
- 6 議案第108号 令和2年度竹原市介護保険特別会計補正予算(第2号)
- 7 議案第109号 令和2年度竹原市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)

(令和2年12月11日)

出席委員

氏 名	出 欠
竹 橋 和 彦	出 席
下 垣 内 和 春	出 席
宇 野 武 則	出 席
吉 田 基	出 席
宮 原 忠 行	出 席
堀 越 賢 二	出 席
山 元 経 穂	出 席

委員外議員出席者

氏 名
大 川 弘 雄
松 本 進
道 法 知 江
今 田 佳 男
井 上 美 津 子
高 重 洋 介

職務のため会議に出席した者は、下記のとおりである

議会事務局長 住 田 昭 徳

議会事務局係長 矢 口 尚 士

説明のため会議に出席した者は、下記のとおりである

職 名	氏 名
副 市 長	新 谷 昭 夫
地 域 振 興 部 長	桶 本 哲 也
市 民 生 活 部 長	宮 地 憲 二
福 祉 部 長	久 重 雅 昭
産 業 振 興 課 長	國 川 昭 治
税 務 課 長	井 上 光 由
市 民 課 長	塚 原 一 俊
社 会 福 祉 課 長	沖 本 太
健 康 福 祉 課 長	森 重 美 紀

午前9時56分 開会

委員長（竹橋和彦君） おはようございます。

開会前に委員長から一言申し上げます。

発言に当たっては、挙手の上、委員長の許可を得た後、発言していただきますようよろしく願いいたします。

議事の進行ですが、議案ごとに詳細にわたる一問一答による質疑を行った後に、委員間討議を行います。委員間討議の結果を踏まえ、質疑の再開あるいは終結を決定し、質疑が終結いたしましたら個別討論、個別表決と考えております。

以上の進行方法により会議を進めてまいりますので、御了承のほどよろしくお願い申し上げます。

ただいまの出席委員は7名であります。定足数に達しておりますので、令和2年第4回定例会の民生産業委員会を開会いたします。

ここで審議前に、皆さんも報道等で御存じかと思いますが、新型コロナウイルス感染症の患者の発生について報告を受けてまいりたいと思います。

副市長。

副市長（新谷昭夫君） それでは、私のほうから、新型コロナ感染症の感染者が一応御承知のとおり一昨日本市において2名発生いたしております。そのことにつきまして改めて御報告をさせていただきます。

そのうちの1名につきましては20代の方で、12月5日に発症し、症状につきましては発熱、咽頭痛、頭痛、倦怠感、背部痛というような状況でございます。判明は12月8日ということになっております。現在、宿泊療養施設に入所中ということで、他の事例との関連については現在県において調査中ということで、県外への往来はなされていないというふうに伺っております。

もう一人の方も20代の方で、12月6日に発症され、発熱、頭痛、鼻汁という症状を出されて、12月8日に結果が判明いたしております。こちらの方も宿泊療養施設に入所中ということで、他の事例との関連についても調査中、県外の往来もないという状況でございます。

先ほど言いました宿泊療養施設に入所中ということで、お二人とも症状とすれば軽症ということで伺っているところでございます。

おとといこうしたことが判明したことに伴いまして、タネットのほうへ市長が急遽出演

させていただいて市民の皆様には御報告あるいは感染対策に関する注意喚起、そして感染者の方あるいはその御家族、濃厚接触者の方等々に対する誹謗中傷、そうした差別、そういったことを絶対にしないようにということで市民の皆様方をお願いをしたところでございます。併せてまして市のホームページあるいはフェイスブック、防災メール等々のSNS等も活用して市民の皆様には状況の報告あるいは注意喚起、そういったことを行っているところでございます。引き続き、今申し上げたとおりこのコロナウイルスの感染症の特徴を十分御理解いただき、マスクの着用、小まめな手洗い、換気、3つの密の徹底的な回避、それから感染リスクが高まる5つの場面に十分気をつけていただき基本的な感染予防対策を改めて市民の皆様には徹底していただくように引き続きお願いしたいと思います。また、先ほど申し上げたとおり、不幸にも感染された方、その御家族、濃厚接触者等に対する誹謗中傷、差別ということにつきましては絶対にしていただかないということをお願いをしていきたいというふうに考えております。

さらに、本日新聞等でも報道されておりますけれども、県において、また広島市においての新規感染者の発生が非常に多いという状況の中で、広島市におけるいわゆる酒類の提供の時間短縮等いろんな対策を広島市内については打っていかうということで、本日最終的には決定をされる見込みになっております。こういったことも含めて、引き続き市民の皆様にはこういった感染状況が非常に強いといいますか、そうした地域に対しての往来も含めて十分注意を喚起をしていって予防対策を徹底していただくようお願いしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

委員長（竹橋和彦君） ありがとうございます。

報告を終わります。

それでは、議事に入ります。

本日、当委員会に付託を受けております案件は、付託議案一覧表に記載のとおりであります。副市長から発言の申出がありましたので、これを許可します。

副市長。

副市長（新谷昭夫君） 改めましておはようございます。

本日、委員長をはじめ委員の皆様におかれましては、大変お忙しい中、この委員会を開催していただきましてありがとうございます。

本日は、議案第97号、議案第100号、議案第103号、議案第105号及び議案第

107号から議案第109号までの7議案につきまして説明をさせていただきます。慎重な審議のほどよろしくお願い申し上げます。

委員長（竹橋和彦君） それでは、これより議事に入ります。

本委員会に付託された諸議案について、執行部の説明を受けてまいります。

審査の都合上、審査の順序につきましては、お手元の付託議案審議順序表の順に行い、各議案の採決の後にその他事項として執行部からの報告を受けてまいりたいと思います。

これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（竹橋和彦君） 異議なしと認め、そのように執り行います。

なお、執行部からの説明は、以後座ったまま行っていただいて結構です。

議案第105号工場立地法第4条の2第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例案を議題とします。

提案者の説明を求めます。

産業振興課長。

産業振興課長（國川昭治君） それでは、議案第105号工場立地法第4条の2第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例案を説明いたします。

議案書の33ページをお開きください。なお、議案参考資料では33ページになりますが、議案等補足説明資料によりまして説明をさせていただきたいと思います。

補足資料の1ページを御覧ください。

初めに、この条例案の概要でございますが、工場立地法に関わる工場敷地面積に対する緑地面積及び環境施設面積の割合を緩和するため条例の一部改正を行うものでございます。

2の工場立地法について説明をさせていただきます。

工場立地法は、工場の立地が環境の保全を図りつつ適正に行われ、もって国民経済の健全な発展と国民の福祉の向上に寄与することを目的に工場立地の調査等に関する規定のほか、一定規模以上の工場について新增設を行う際の生産施設面積、緑地面積及び環境施設面積の敷地面積に対する割合等の基準を定めています。工場立地法の対象工場につきましては、次の2つの要件に該当する工場が対象工場、以下特定工場になりまして、業種では製造業、電気供給業、ガス供給業、熱供給業、面積では敷地面積が9,000平方メートル以上または建築面積が3,000平方メートル以上となっております。

次に、工場立地法の主な内容でございますが、特定工場の敷地面積に対する緑地面積の割合及び環境施設面積の割合等を次のとおり定めており、特定工場はこれを遵守しなければならないもので、緑地面積につきましては20%以上、環境施設面積、こちらの環境施設面積につきましては公園、運動場、また緑地面積を含めるものでございますが、こちらが25%以上、また重複緑地算入率、こちらにつきましては屋上緑化あるいは緑化駐車場などを算入できる割合でございますが、こちらが25%以下となっております。

このような中、今回の条例改正の内容でございますが、竹原市では平成24年に地域の実情に応じ条例を制定し、表のとおり緑地面積等の緩和を行っておりますが、緩和を行っていない用途地域の定めのない地域については次のとおり国の定める範囲内で最大の緩和を行うものでございまして、緑地面積につきましては20%以上から5%以上に、環境施設面積率につきましては25%以上から10%以上に引き下げるものでございます。このたびの緑地面積等の緩和の理由につきましては、竹原工業・流通団地の未分譲地が残り1区画となっている中で用途地域の定めのない地域において工場敷地の有効活用が可能となりまして市内企業の設備投資及び企業立地の促進が図られること、2点目として平成30年4月から備後圏域においては国の定める範囲内で最大の緩和を実施しておりまして、企業の流出防止または企業誘致における競争力の観点から緑地面積等の緩和の重要性が高まっている、この2点でございます。

また、この条例案の施行期日につきましては公布の日からでございます。

説明は以上です。

委員長（竹橋和彦君） ありがとうございます。

これより質疑を行います。

質疑のある方は、順次挙手により一問一答でお願いいたします。

宮原委員。

委員（宮原忠行君） よく分からないので教えて。

緑地面積、緑地と環境施設よね。これについてちょっと説明してみて。

委員長（竹橋和彦君） 産業振興課長。

産業振興課長（國川昭治君） 環境施設面積につきましては、いわゆる公園あるいは運動場、そういったものと、さらに緑地部分もこちらに含まれるものでございまして、ということで緑地面積についてはいわゆる植栽を植えているとか、そういう部分のみでございますけど、環境施設面積についてはこれに加えて公園とか運動場もこちらの面積に算入でき

るという形になっております。

以上です。

委員（宮原忠行君） もういいです。ありがとう。

委員長（竹橋和彦君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（竹橋和彦君） ないようでしたら、次に参ります。

地域振興部は退席していただいて結構です。

議案第100号竹原市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案を議題とします。

提案者の説明を求めます。

税務課長。

税務課長（井上光由君） それでは、議案の17ページと議案参考資料の15ページになります。

議案第100号竹原市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案につきましては、事前に配付しております議案補足資料、市民生活部の一番最後のページになります2の1ページのほうを御覧ください。

今回の改正につきましては、地方税法施行令の一部が改正されたことに伴い、国民健康保険税の被保険者均等割額及び世帯別平等割額の軽減判定基準が見直されたため、必要な規定を整備するものであります。

1、改正の趣旨につきましては、平成30年度税制改正におきまして令和3年度から市民税の給与所得控除及び公的年金等控除について10万円引き下げるとともに、基礎控除を10万円引き上げることとされました。この改正に伴いまして、所得情報を活用している国民健康保険税の軽減判定基準の算出において不利益が生じないよう規定の見直しを行うものであります。

2、具体的な内容につきましては、（1）軽減判定基準のア、国民健康保険税の被保険者均等割額及び世帯別平等割額の減額に関わる所得の基準について、基礎控除額相当分の基準額を33万円から43万円へ10万円引き上げます。イ、該当世帯に給与所得者等、これは給与所得または公的年金等所得のいずれかを有する者になりますが、2名以上いる場合につきましては当該基準額に給与所得者等の数の合計数から1を減じた数に10万円を乗じて得た額を加えます。

現行の軽減判定基準と改正後の軽減判定基準の表を御覧ください。

7割軽減の基準額において現行の33万円以下の該当基準額に対し、改正後の下線部分になります43万円と10万円引き上げているのがアの改正に。次の下線部分、給与所得者等の数の合計数から1を減じて10万円を乗ずるのがイの改正になります。改正後の5割軽減、2割軽減の基準額についても同様です。

以上の改正によりまして、令和3年度より適用される給与所得控除及び公的年金等控除の引下げによる所得額の増額に伴う国民健康保険税の軽減判定に対する不利益等の影響はなくなるものであります。

(2) 適用時期につきましては、令和3年4月分以降の国民健康保険税に対して適用します。

今回、定例会提出議案の改正内容につきましては以上になります。

委員長（竹橋和彦君） ありがとうございます。

これより質疑を行います。

質疑のある方は、順次挙手により一問一答でお願いいたします。

宮原委員。

委員（宮原忠行君） ちょっと教えて下さい。

改正後の軽減判定基準が7割、5割、2割ってあるよね。それぞれの想定される該当者は分かりますか。例えば7割軽減の人が何割ですよというようなこと分かりますか。

委員長（竹橋和彦君） 税務課長。

税務課長（井上光由君） 具体的な数につきましてはちょっと分かりませんが、要は改正前と改正後、これはもう同じという考えですので、該当者が増えたり減ったりということはないということでございます。

以上です。

委員長（竹橋和彦君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（竹橋和彦君） ないようでしたら、次に参ります。

議案第97号竹原市火葬場の指定管理者の指定についてを議題とします。

提案者の説明を求めます。

市民課長。

市民課長（塚原一俊君） それでは、市民課から御説明申し上げます。

議案第97号竹原市火葬場の指定管理者の指定についてを御説明いたします。

議案書では11ページでございますが、議案参考資料で御説明させていただきます。

9ページをお開きください。

この条例の提案の要旨でございますが、竹原市火葬場の指定管理者を指定しようとするものでございます。

内容でございます。

(1) から、管理を行わせる施設、竹原市斎場、2番、指定管理者となる団体、名称は株式会社日本斎苑、所在地は三次市十日市東2丁目3番8号、代表者ですが渡部彰、わたぶとお読みいたします、渡部彰でございます。3番、指定の期間ですが、令和3年4月1日から令和8年3月31日までということです。この選定につきましては、公募を行いまして竹原市火葬場指定管理者選定審査会においてプレゼンテーションによります審査を行ったものでございます。

それでは、議案等補足説明資料を御覧くださいませ。

市民生活部の議案等補足説明資料1の1ページになります。御説明いたします。

まず、趣旨でございますけれども、先ほど申しました5年間の竹原市火葬場における火葬場業務について指定管理者制度を導入することとし、公募型プロポーザルによる募集により指定し、指定管理候補者を選定いたしました。

指定管理者については、先ほどのとおりでございます。日本斎苑でございます。指定管理の候補者決定までの流れでございますが、10月6日に指定管理に係る説明を行いまして、手続を行いました。そして、11月6日の金曜日に竹原市火葬場指定管理候補者選定委員会を開催しております。審査の基準であるとか配点、得点に関しましては次のとおりで、今回の候補者に関しましては500満点中442点を獲得したという内容でございます。この候補者からの提案内容、4番でございますけれども、(1)業務ですが、今現在業務の委託をしている会社でございますが、今回も現行と同様2名体制で通常業務は引き続き実施し、新たに下記を実施することでサービスの向上を図ることがございます。①といたしまして、社員の接遇、対応等の向上、そして②といたしまして快適性を求めるサービス、備品の貸出しであるとかそのような形、③といたしまして利便性を高めるサービス、ホームページの作成であるとか自主事業の実施でございます。また、④で修繕費用の縮減に努めるという提案がございました。

1の2ページ、次のページをお開きください。

指定管理料を説明させていただきます。

指定管理料につきましては、5年間で5,687万5,000円です。現在の比較がございますが、下の表ですが現行の過去10年平均なのですが、①にございますように、151万7,000円、今回提案いただいたのは②で1,137万5,000円、そう大きな差はないのですが、効果額としては14万2,000円の効果額が見込めるということでございます。

今後のスケジュールでございますが、今回提案上程させていただきましたが、御決定いただいた後に指定管理者との契約を締結し、指定管理者による業務を令和3年4月から開始したいと考えております。

議案第97号につきましては以上でございます。

委員長（竹橋和彦君） ありがとうございます。

これより質疑を行います。

質疑のある方は、順次挙手により一問一答でお願いします。

宇野委員。

委員（宇野武則君） 今まで委託から今度は指定管理になるわけですが、これ非常に落とし穴があって、市内の他の委託事業、特に落とし穴というのは、皆さんがこの技術を職員の方がしっかり把握した上で指定管理をやるといふのなら分かるのですが、もう丸投げになりますのでほとんど修繕とかというのは資料が出たまま、そのまま丸のみしなくてはならないことがほかの事業でもあるわけです、今現在。私はずっと現場へちょくちょく行きますのでね、ほかの事業のところも。行ってそこの経営者、従業員といろんなことを話しますよ。例えばこういうことをずっとやっているとやっぱり技術を全く把握していないのですね、職員が。今駅前の方へ雨水管でもやっているが、この前もマンホールの大きなのをやっていたが、誰もいないからね、市の職員は。これ、コンクリで埋める折には実際現場にいないといけない。だから、この前決算の折でも指摘いたしましたようにエレベーター二十何機あるが、やっぱり誰かが立ち会えと。この火葬場でもどのような検証していくのかよう分からないが、今度は丸投げだからね、完全な。そうすると、この次の更新の折には必ず上がってくるわけよ、ほかの事業も皆そうだが。それ上げられたら、あなた達は内容が、技術面がないわけだからやっぱり丸のみになるわけよ。それがほかにも今例があるのよ。今、10倍ぐらいになったような金額の例もありますからね。だから、そこらはどういうふうにして業者を指導できるような立場になるかというのは、やっぱり現場に行って、修繕がどうだと言ったらその修繕をする時期か時期でないか、少し時期が早いのか

ではないかというようなものも修繕ですと言われたら、あなた方丸のみしなければいけないのよ。だから、そこらをもうちよつと丸のみするのならするように、そこらの技術をある程度管理監督ができるような職員がやっぱり養成していかないと、次の改正の折には同じ業者が取るわけだが、やっぱりそれ言われたら反論できないでしょ。この請負金額からいっても5年先にはいくら上がってくるか分からないが、必ず上がるのよ。人件費も上がるし、いろんな面で上がってくるから、その上げたことが正常か正常ではないかということとはやっぱり絶えずその現場を見てどうかということ職員が皆、担当職員が把握しておかないと問題が出てくるのよ。今出てきているのよ、実際。ほかの業者が入ろうとしたら排除されるような仕組みになっている。ずっとそれが永遠として続くという欠陥もあるわけよ。だから、今までずっと、確かにこの流れからして市の職員の場合は莫大の予算がかかっていたという面もあるが、しかし委託になるとやっぱり対象物をしっかりやってから絶えずその現場を確認しておかないと、県のほうでもやっぱりそういうような指摘を受けているわけだから。だから、そこらをどのように考えているのか。

委員長（竹橋和彦君） 市民課長。

市民課長（塚原一俊君） この結果を受けまして今回御決定をいただくようお願いいたします。そして、御指摘いただいた点については我々も十分承知しております。ただ、これから始まっていくということなので、今いただいた御意見を参考にしながら、決して丸投げということにならないよう業者さんとは今後も連携を深めていきたいと思っております。そして、5年後にまた再度このような形で決定をしていかなければならないということが待ち受けておりますので、それに向けて業者とはいろんな話を詰めてやっていきたいと思っております。御指摘いただいた修繕料等につきましても一定の金額は設けているのですが、それも任せ切りになることのないようこれから努めてまいりたいと考えております。

委員長（竹橋和彦君） よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（竹橋和彦君） ないようでしたら、次に参ります。

議案第103号竹原市印鑑条例の一部を改正する条例案を議題とします。

提案者の説明を求めます。

市民課長。

市民課長（塚原一俊君） それでは、議案第103号竹原市印鑑条例の一部を改正する条

例案について御説明いたします。

議案参考資料の27ページをお開きください。

この条例改正の提案の要旨でございますが、個人番号カード、マイナンバーカードですね、これを利用いたしましてコンビニエンスストアの端末等において印鑑登録証明書の交付を可能とするため、必要な規定の整備をするものでございます。

主な改正内容でございます。

(1) といたしまして、印鑑の登録を受けている者は、個人番号カードを利用し、コンビニエンスストアに設置されている多機能端末機等において暗証番号等を入力することにより印鑑登録証明書の交付を受けることができることとするものでございます。後ほど詳しく説明いたします。(2) といたしまして、印鑑登録原票及び印鑑登録証明書の性別の表記を廃止する。この2点でございます。

令和3年2月にコンビニエンスストアで交付システムを導入することに対応するための手続でございます。先ほどの内容のところの(1)のほうでございますけれども、今回マイナンバーカードを使って交付するという条文を追加するという内容でございます。現在の印鑑条例の内容でございますが、窓口での交付を想定しておりまして、その内容は印鑑登録証を、印鑑カードというやつ、これですね、印鑑登録証を添えて書面にて申請するという内容になっております。これがこのたびコンビニエンスストアの端末で発行することによるための必要な条文を追加するというので、追加する内容は(1)にございますように個人番号カード、マイナンバーカードを利用し暗証番号を入力すると、こういった部分を追加するという内容になっております。(2)の印鑑登録原票及び証明書から性別の表記を廃止するという部分でございますけれども、これにつきましては現在実施するこういったコンビニエンスストア発行をする場合は、全て業者等の契約が必要でシステムを改修していくのですが、その際の標準仕様がもう既に性別を表記しない状況になっております。そういった形で我々もこのたび廃止するという状況になっております。

この施行期日でございますけど、令和3年2月4日ということになっております。

議案第103号竹原市印鑑条例の一部を改正する条例案につきましては以上でございます。

委員長（竹橋和彦君） ありがとうございます。

これより質疑を行います。

質疑のある方は、順次挙手により一問一答でお願いいたします。

堀越委員。

委員（堀越賢二君） 一問一答ということで少し細切れの質疑になろうかと思いますが、よろしく願いいたします。

まず、これ、個人番号カードということでマイナンバーカードをお持ちの方に限ってということにはなろうかと思うのですが、現在のマイナンバーカードの普及率はどのくらいでしょうか。

委員長（竹橋和彦君） 市民課長。

市民課長（塚原一俊君） マイナンバーカードの普及率でございます。

11月末現在で竹原市は6,603枚、パーセントでいいますと26.29%の普及率ということになっております。

委員長（竹橋和彦君） 堀越委員。

委員（堀越賢二君） 以前も、コンビニでの発行は非常に利便性もあるのでぜひ推進してほしいといったようなことも言ったこともありますが、これが実施されることになりましてコンビニエンスストアで発券というか交付ということになりますので、窓口が土日、祝日、時間もかなり幅広くということになろうかと思えます。先ほどのマイナンバーカードの普及率にもこれ大きく貢献してくるものだと思いますが、そのカードを利用した場合のセキュリティー面がどうのといったようなことも実際によく聞かれますけれども、基本的にはこのシステムは地方公共団体情報システム機構というところで今のキオスク端末というものを証明書交付センターとやり取りをして発券するといったようなものになっていると思うのですが、こういうの基本全て暗号化されていたり交付センターとの情報の共有は全くされない、データが残らないというようなことも聞いていますので、基本的に私、セキュリティーの面では心配は全くしていませんが、何かそこらで気をつけたほうがいいのか、何かそういったような危惧する部分はありますでしょうか。

委員長（竹橋和彦君） 市民課長。

市民課長（塚原一俊君） そうですね、このセキュリティーに関しましては御指摘いただいたとおりでございますけれども、このマイナンバーカードそのものには情報はほとんど入っていないと考えていただいて結構です。恐らく、ですから例えば仮にこのカードを落としても悪用されることはないという状況になっています。実際、この制度が始まりまして現在5年程度経過しておりますが、悪用されたであるとかハッキングにあったとかそういったものはないですね。例えばクレジットカードであるとか電子マネー、毎日のように

報道されているようなのですが、このマイナンバーカードについてはこういったことはないと考えております。ただ、今後の展開につきましてはまだ幅広く利用の用途ですね、こちらを広げていくということがありますので、そちらにつきましては今後とも国、県と連携しながら解決していければと考えております。

委員長（竹橋和彦君） 堀越委員。

委員（堀越賢二君） 実際、コンビニの端末といいますかキオスク端末のほうでいろんなものを発券する場合には、音声の案内とかそういったようなことも非常に優しく丁寧にガイダンスしてくれますので、置き忘れ防止の観点といったようなところも十分配慮されたものだと思いますし、その発券される、交付された印鑑証明等ですけども、基本的にコンビニだと専用の用紙とかではなくて普通紙のほうに印刷をされたものが発券されるものだと思いますけれども、こうしたことだと専用の用紙を管理することもないでしょうし、それは逆に窓口対応するときのほうが人為的ミスが起こり得ることが、今までもなかったでしょうけれども、私はコンビニエンスストア、キオスクの端末で発券するほうがよっぽどセキュリティー面においてもしっかりしたものだと思いますので、今後も全体的な流れとしたらこういったような端末を利用していつでも、どこでも、誰でもということはないですけども、発券する業務が少しずつ増えてくるとはと思いますが、今後の発券するものについてですよね、そのものについては何か広がり等はあるのでしょうか。

委員長（竹橋和彦君） 市民課長。

市民課長（塚原一俊君） 現在のところ、発券につきましてはこれ以上のものは聞いておりません。むしろこういったマイナンバーを使った情報連携ですね、自治体間の情報連携が進むので、例えばいろんな書類が廃止されて提出しなくても自治体間同士で行うということが考えられるということです。マイナンバーにつきましては、発券のほうはそういった形でそれほど増えていくということはちょっと考えにくいのですが、ただ利用方法では昨今報道されておりますように保険証と一体化するとか運転免許証と一体化するとかそういったものがございますので、このマイナンバーカードの利用方法につきましてはかなりこれから広がっていくのではないかと考えております。

委員長（竹橋和彦君） 堀越委員。

委員（堀越賢二君） それでは最後に、利便性は本当に住所地と本籍地が違っててもどこでも取れたりとかそういったような利便性もありますので、マイナンバーカードの普及ということも併せて利便性をしっかり周知していただいて取得の率も上げていただきたいと

思いますし、今後のサービスとしたら逆にコンビニエンスでなくてこういったようなことに参加をすることでこの庁舎内においても窓口証明交付サービスといったようなことも活用できてくると思いますので、人の手を介さない、あまり全て職員さんの負担軽減とまでは言いませんけれども、今後の流れとしたら接触をしなくてそのもので、非接触型でいろんな業務が完結するといったような流れは増えてくると思いますので、様々な今後の状況を見ながら、費用対効果の問題もありますけれども、そこら辺はしっかり見ながら健康管理であったりとか住民サービスの向上のためには情報収集をしっかりしていただいて、ぜひ今後も広い展開を希望しますが、その件についてはいかがでしょうか。

委員長（竹橋和彦君） 市民課長。

市民課長（塚原一俊君） 来年2月からこういった制度を、コンビニ交付の制度を開始するというので非常にサービスの向上はサービス提供の場面、そういったサービス提供に関する部分については広がっていくと考えております。選択肢が増えるという意味で広がっていくと思います。そういった中でマイナンバーカードの普及というもの、我々もそうなのですが、例えば日曜日に開庁して受付をするであるとか夜も開庁するであるとかそういったもので対応しております。また、国のほうにおいていろんな、例えばポイントとかを使いながら普及に努めているという状況でございます。御紹介させていただきますと、今度コンビニエンスストアでも発行できるのですが、竹原市庁舎の1階ロビーにそういった端末を置いて、我々はそういった形で使い方の指導も含めて住民の皆様に周知していきたいと思っております。いずれにしましてもサービスの幅が広がるということですね、これを十分に活用できるよう今後取り組んでまいりたいと考えております。

委員長（竹橋和彦君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（竹橋和彦君） ないようでしたら、次に参りたいと思っております。

議案第107号令和2年度竹原市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

提案者の説明を求めます。

市民課長。

市民課長（塚原一俊君） 議案第107号令和2年度竹原市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、その内容を御説明いたします。

市民生活部の議案等補足説明資料1の3ページをお開きください。

今回の国民健康保険特別会計の補正予算につきましては、高額療養費負担金において当初の見込額を上回ることから、保険給付費に必要な予算を計上する内容となっております。

まず、歳入について御説明いたします。

県支出金において普通交付金4,704万2,000円を追加するものであります。繰入金において職員給与費繰入金255万9,000円を減額するものであります。

次に、歳出について御説明いたします。

保険給付費において負担金補助及び交付金、高額療養費負担金4,704万2,000円を追加するものでございます。

それでは、1の4ページ、次のページをお開きください。

それぞれ詳細について御説明いたします。

まず、歳出について御説明いたします。

下段のほうになりますね、下段の2、歳出、(1)一般被保険者高額療養費であります。

過去の実績などを基に年間平均被保険者数を5,650人と見込み必要額を計算しておりましたが、5,710人と当初の見込みを上回ることから4,704万2,000円を追加するものでございます。

次に、歳入について御説明いたします。

歳入の上の段ですね、上の段の1、歳入、(1)普通交付金であります。

先ほど御説明いたしました一般被保険者高額療養費の補正について、県からの普通交付金が交付されることから4,704万2,000円を追加するものであります。補助率につきましては10分の10となっております。

中段ですが、(2)職員給与費等繰入金であります。

給与に関して職員の期末手当の支給割合について改定することから、これに係る職員給与費等繰入金255万9,000円を減額するものであります。

令和2年度竹原市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)につきましては以上でございます。

委員長(竹橋和彦君) ありがとうございます。

これより質疑を行います。

質疑のある方は、順次挙手により一問一答でお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（竹橋和彦君） ないようですので、次に参ります。

議案第109号令和2年度竹原市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案者の説明を求めます。

市民課長。

市民課長（塚原一俊君） それでは、議案第109号令和2年度竹原市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、その内容を御説明いたします。

議案等補足説明資料1の5ページをお開きください。

今回の後期高齢者医療特別会計の補正予算につきましては、平成30年度税制改正において給与所得控除及び公的年金控除等が改正されたことに伴い、被保険者に影響が生じることのないよう後期高齢者医療電算処理システムを改修するために必要な予算を計上する内容となっております。この平成30年度税制改正と申しますのが、先ほど税務課長が説明させていただきました国民健康保険税の際の税制改正と同様の内容となっております。

まず、歳入について御説明いたします。

繰入金におきまして事務費繰入金167万2,000円を追加するものであります。国庫支出金において高齢者医療制度円滑運営事業補助金41万8,000円を追加するものであります。

次に、歳出について御説明いたします。

総務費においてシステム改修委託料209万円を追加するものでございます。

1の6ページをお開きください。

それぞれ詳細について御説明いたします。

まず、歳出でございます。

下の段ですね、下の段に歳出、（1）システム改修委託料でございます。

税制改正によりまして住民税の先ほどの控除と、及び基礎控除等が改正されたことに伴いまして、被保険者に影響が生じることのないよう後期高齢者医療電算処理システムを改修する必要があることから209万円を追加するものであります。

次に、歳入でございます。

中段のほうですね、歳入の（2）高齢者医療制度円滑運営事業費補助金であります。

先ほど御説明いたしましたシステム改修委託料について、国からの補助金が交付される

ことから41万8,000円を追加するものでございます。補助率につきましては20%となっております。

上の段でございます、(1)事務費繰入金でございます。

ここまで歳入歳出で御説明いたしました特別会計予算の補正に当たり、歳入歳出の均衡を図るため、事務費繰入金167万2,000円を追加するものでございます。

今回の補正につきましては、システム改修でございます。条例のほうの改正につきましては後期高齢者医療広域連合のほうで対応するということになっておりまして、我々のほうといたしましては、それに係るシステム改修を計上させていただきたいと考えております。

令和2年度竹原市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)につきましては以上でございます。

委員長(竹橋和彦君) ありがとうございます。

これより質疑を行います。

質疑のある方は、順次挙手により一問一答でお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長(竹橋和彦君) ないようですので、次に参ります。

市民生活部は退席いただいて結構です。

議案第108号令和2年度竹原市介護保険特別会計補正予算(第2号)を議題とします。

提案者の説明を求めます。

健康福祉課長。

健康福祉課長(森重美紀君) 議案第108号令和2年度竹原市介護保険特別会計補正予算(第2号)について御説明いたします。

今回は人件費のみでありますので、補正予算書で説明します。

補正予算書の73ページをお開きください。

今回の補正予算につきましては、人事異動及び給与改定等に伴う人件費の過不足額を調整するものであります。

まず、歳出であります。総務費において人件費306万8,000円を減額計上しております。

これに対し、72ページの歳入であります。繰入金において306万8,000円を

減額計上し、収支の均衡を取っております。

以上により、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ306万8,000円を減額し、総額を35億5,809万1,000円とする内容となっております。

令和2年度竹原市介護保険特別会計補正予算（第2号）については以上であります。

委員長（竹橋和彦君） ありがとうございます。

これより質疑を行います。

質疑のある方は、順次挙手により一問一答でお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（竹橋和彦君） それでは、ここで委員による質疑を一旦保留とし、暫時休憩いたします。

説明員は退出いただいて結構です。

午前10時47分 休憩

午前10時48分 再開

委員長（竹橋和彦君） 休憩を閉じて会議を再開します。

それでは、委員間討議を始めます。

まず、第117条第1項の規定による委員外議員の出席、または第2項の規定による委員外議員の発言についての要求のある方は申出をお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（竹橋和彦君） ないようですので、付託議案について委員間討議を始めます。

これまでの質疑で十分かどうか、併せて追加資料等の要求はないでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（竹橋和彦君） では、質疑の終結をしてもよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（竹橋和彦君） 以上をもって本委員会の付託議案に対する質疑を終結いたしました。

説明員を入室させますので、暫時休憩いたします。

午前10時50分 休憩

午前10時53分 再開

委員長（竹橋和彦君） 休憩を閉じて会議を再開いたします。

これより本委員会への付託議案について順次討論、採決に入ります。

なお、討論、採決の順序につきましては、議案番号順に執り行ってまいります。

議案第97号竹原市火葬場の指定管理者の指定についてについて、これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（竹橋和彦君） これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

委員長（竹橋和彦君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第100号竹原市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案について、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（竹橋和彦君） これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

委員長（竹橋和彦君） ありがとうございます。起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第103号竹原市印鑑条例の一部を改正する条例案について、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（竹橋和彦君） これをもって討論を終結します。

これより起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

委員長（竹橋和彦君） ありがとうございます。起立全員であります。よって、本案は原

案のとおり可決されました。

議案第105号工場立地法第4条の2第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例案について、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（竹橋和彦君） これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

委員長（竹橋和彦君） ありがとうございます。起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第107号令和2年度竹原市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（竹橋和彦君） これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

委員長（竹橋和彦君） ありがとうございます。起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第108号令和2年度竹原市介護保険特別会計補正予算（第2号）について、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（竹橋和彦君） これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

委員長（竹橋和彦君） ありがとうございます。起立全員であります。よって、本案は原

案のとおり可決されました。

議案第109号令和2年度竹原市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（竹橋和彦君） これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

委員長（竹橋和彦君） ありがとうございます。起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

当委員会に付託されました議案は全て議了いたしました。

この際、お諮りいたします。

ただいま議決しました本委員会への付託案件に対する委員会報告書につきましては、本日の議決結果を報告することといたします。また、本会議での委員長報告の内容につきましては委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（竹橋和彦君） 御異議なしと認めます。よってそのように決しました。

また、併せて議決事件の字句等の読み間違いにつきましては、後刻委員長において調整いたしますので、御了承をお願いします。

その他事項に移りますので、説明員を入室させますので、暫時休憩いたします。

午前10時58分 休憩

午前11時07分 再開

委員長（竹橋和彦君） 休憩を閉じて会議を再開します。

福祉部長より発言の申出がありますので、これを許可します。

福祉部長。

福祉部長（久重雅昭君） それでは、お時間をいただいて福祉部のほうから4件報告させていただきますので、それぞれ担当課長のほうから報告をさせていただきます。よろしくお願いたします。

委員長（竹橋和彦君） 東野保育所の運営について説明を求めます。

社会福祉課長。

社会福祉課長（沖本 太君） それでは、東野保育所の運営について御説明申し上げます。

資料1，右肩に資料1と書いてある資料でございます。これを読みながら御説明申し上げます。

まず，1，概要でございます。

令和5年度末に廃止予定としております東野保育所の取組状況について報告をさせていただきます。

2，説明会の開催状況でございます。

東野保育所の運営に関わる保護者を対象といたしました説明会を開催いたしました。令和2年10月28日の水曜日ということで、出席者は28名でございます。

その説明会の中で出た主な質問，意見でございます。

児童数が30人いると、廃止の判断をするのは時期尚早ではないか。廃止の時期を延期してほしい。東野保育所は通勤の利便性が高く、子供たちが安心して過ごせる自然豊かな場所だ。地域の人たちが保育所へ密着しているため、子供たちの笑顔は過疎化が進む地域の支えになっている面もある。少人数の特色を生かせる東野保育所を残してほしい。大きいこども園がよいのか疑問。これからは個に応じた指導が求められるのではないか。大きいこども園へ入ったときに今以上の先生の手厚さがあるのか考えると不安だ。子供が保育所嫌いになるかもしれない。全員希望するところに転園できるのか。統廃合を進めるのであればスクールバスなどの登園に関するサポートを考えてほしい。みんなの意見を聞いてからの廃止の判断をするというのでもよかったのではないかとございまして。意見された方は6名いらっしゃいまして、基本的には転園が必要となるお子さんの保護者、当事者の方が主に発言をされております。

(2) 東野保育所の運営に関わる地域を対象とした説明会を開催いたしました。令和2年11月19日の木曜日ということで、出席者は22名でございます。

その説明会の中で出た主な質問，意見でございますが、地域から保育所がなくなるのは非常に残念だと。竹原市には移住・定住を促進するための補助制度がない。保育所を廃止したらもっと人が減るのではないか。東野保育所の子供が増えている理由をどう考えているのか。小規模の園の良さを評価し、望む保護者もいるので、選択肢として残してほしい。東野保育所の子供が増えたのは、他所でゼロ歳児の受入れができないから東野保育所

へ入り、その後も利用されているから。子供の数が減っているというのは実感する、廃園もやむを得ないのではないかと思う。将来の東野の姿を考えたときに保育所は絶対必要だ。地域の声を聞いて方針を立てるべき。小規模の小学校で育った経験から少人数で育つことは良い面ばかりではない。そういった意見がございました。

今後の取組でございますが、今後も継続して理解を求める取組を行っていこうと、そのように考えております。

それと一点、口頭で御説明を付け加えさせていただきます。

反対をされている保護者の方が中心になって、他の保護者の方を対象としたアンケート調査を行われております。その結果といたしまして、廃止時期の延長等を求められる方が7割強という結果と聞いております。ただ、この結果につきましては、転園が必要となる当事者以外の方の意識については、基本的には不利益は全く発生いたしませんので、どちらかといえば当事者の方に共感するといった意識が強く働いているのではないかと、そのように考えております。

以上が東野保育所の運営についてでございます。

委員長（竹橋和彦君） ありがとうございます。

ただいまの説明に対し、質疑のある方は順次挙手により一問一答でお願いいたします。ございませんか。

宇野委員。

委員（宇野武則君） これは今31名だと伺ったのですが、30名ぐらいが限度ということではありますが、この地域は5年ということですが、このように拙速に期限を切って、もし増えた場合はどうなるのか。増えた場合は継続するということですか。

委員長（竹橋和彦君） 社会福祉課長。

社会福祉課長（沖本 太君） 東野保育所については、過去数年前に20名を切るというふうに園児がかなり減少した時期がございます。現在31名ということでございますが、この31名に増えている理由といたしましては、竹原中学校区における保育園等の統廃合をこのたび行いました。そういった影響から若干竹原中学校区の保育人数が東野保育所に向いているというような分析をしております。そういったことを踏まえて、今後も子供の数は全体的に減っていくということが見込まれておりますので、東野保育所がある賀茂川中学校区においても子供が減っていくということを見込み、またそういった子供の数の減少と保育士のほうを安定的に確保するのが非常に困難になってきていると、そういった事

情。また、財政健全化、財政状況が厳しいということも踏まえまして総合的に令和5年度末に廃止するのが望ましいのではないかと、そのように判断し、方針を立てているものでございます。どうぞ御理解よろしくお願いいたします。

委員長（竹橋和彦君） 宇野委員。

委員（宇野武則君） ここで大事なことは、移住促進の補助制度がないが、こういうことがあることによってこの地域に人が来る条件が整っているというような内容ですがね。これから3年ぐらいあるわけですが、やっぱり一定の人数がいるわけだからもうちょっと慎重にやってもいいのではないですか。竹原の場合は全体をやってこういう政策を推進していないので、行き当たりばったりでこうやってきた経緯があるのですね。福田のほうもそう、奥のほうもそう。だから、それに対応する施策はないので減ったからやめようということなのですが、今この竹原小学校区には施設が3つある。将来、これをどうするのかというような将来展望が何もない。ということで、やりやすいようなところからやっていくということなのですが、それでは政治の指標としてちょっと間違いだろうと思う。だから、もうちょっとやっぱり子供がしっかりした教育、これは今度賀茂川こども園ですか、将来合併するとしたらあそこだろうということですが、私はあそこの園児の教育というのは物すごく評価しているのですね。だから、そういう面ではどうかなという面もあるのですが。しかし地域にとってはやっぱり小学校、こういう保育所とかというものはもうなくてはならないものですね、本当は。だから、そこらをしっかりこれから子供の推移も見ながら、地域の人とやっぱりしっかり連携を取って理解してもらおうように。こういうようにいろいろ意見が出ておりますが、やっぱり急所を捉えているんですね、この意見の中にも。だから、そこらも踏まえてやっぱり市民の声をよく聞いてから納得できるような、双方が、というようなことをやらないと、我々も何でもかんでも賛成賛成というわけにいかないのですよ、子供のことだから、将来日本を担う。だから、そこらをしっかり市長も含めて、できれば総合的にもうちょっとどういうふうにするのか、竹原へ移住してくる人が、竹原はこうだというような、評価されるような教育行政をやってもらいたいように思います。

委員長（竹橋和彦君） 福祉部長。

福祉部長（久重雅昭君） 保育所の運営についての件でございますけども、我々もやはり人口推計ですとか子供の数を推計しながら様々な施策を行っております。先ほど言われた子供が増えれば我々も一番いいというふうに思っておりますけども、やはり減少するとい

ったような見込みですので、これは就学前教育・保育の基本方針等も立てながら計画的にこういった施策を推進しているといったところでございます。今回の保育所の廃止方針につきましては、先ほど説明したように保護者説明会、地域説明会等も行いながら、まだ時間が多少ございますのでよくよく話し合いをしながら、理解いただきながら進めていきたいというふうに思っております。実は、先日おとといですかね、保護者の方、あと地域の方が市役所のほうに来られまして、約1時間になりますけども、今後について様々な意見交換を行ったといったこともございますので、そういった取組も行いながら進めていきたいというふうに思っております。よろしく願いいたします。

委員長（竹橋和彦君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（竹橋和彦君） ないようでしたら、次に参ります。

児童福祉年金廃止について説明を求めます。

社会福祉課長。

社会福祉課長（沖本 太君） それでは、児童福祉年金の廃止についてということで資料2を使って御説明を申し上げたいと思います。

1、趣旨でございます。

財政健全化計画において廃止することとしている児童福祉年金について予定どおり令和2年度末に廃止することとし、令和3年第1回定例会市議会に廃止条例案を提出するものがございます。

2、制度の概要を改めて御説明申し上げます。

目的でございますが、心身に障害がある児童に対し、児童福祉年金を支給することによってその児童の福祉の増進を図ることを目的とするということで、竹原市児童福祉年金条例の第1条に規定をしているところでございます。

（2）といたしまして、受給対象者及び受給額でございます。

まず、20歳までの児童を対象として重度と中度の2つの区分がございます。重度については身体障害者手帳1級、2級もしくは療育手帳の㊸を所持されている方ということで、その方については年額3万7,200円、中度の方につきましては身体障害者手帳3級、療育手帳のAまたは㊹ということで年額3万1,200円でございます。対象者数でございます。令和2年11月現在で重度の方が11人、中度の方が14人という状況でございます。令和2年度の予算計上額につきましては105万2,000円ということで、

これについては全額一般財源でございます。

3、廃止理由でございます。

当該制度については、昭和44年に創設をいたしました本市独自の制度でございます。開始後51年を経過しているということでございます。広島県内で同様の制度がある市については、本市を含め5市ということでございます。この間、障害のある児童またはその児童が属する世帯に対する支援策について、国の社会保障制度などということで例を挙げますと特別児童扶養手当または障害年金、重度障害者医療、障害福祉サービスに係る給付などそれらの充実が図られてきたことから廃止を考えております。

廃止時期の理由でございます。

令和2年度末をもって廃止とする理由につきましては、財政健全化計画の策定が必要となるなど非常に厳しい財政状況にある中、持続可能な財政基盤の確立を図るための取組の一環として速やかに廃止を行うというものでございます。

これまで充実が図られてきた制度について御説明を申し上げます。

特別児童扶養手当につきましては、この児童福祉年金の創設時の昭和44年には1級、2級ともに年額2万2,800円というものでございました。それが令和2年、今年度でございますが、1級の方につきましては63万円、2級の方については41万9,640円という状況でございます。障害年金につきましては、昭和44年には1級が年額7万2,000円、2級が6万円といったところを、令和2年、今年度については97万7,125円、78万1,700円というそれぞれの状況となっております。重度心身障害者医療につきましては、児童福祉年金創設の4年後となります昭和48年に創設をされて、医療費の自己負担が無料となっております。ただし、現在は自己負担があるというふうに制度が改正をされております。通院の場合、1回200円、1か月に4回を限度というものでございます。障害者福祉制度については、平成15年以降措置制度から数次にわたり制度の転換が行われてきて、サービスの拡充が図られてきております。利用者希望に基づくサービス提供または利用者の自己負担の軽減、障害児支援の強化など行われてきているものでございます。また、障害者に限ったことではありませんが、児童手当ということで子育て支援の強化のために支給額の引上げが行われてきているところでございます。

6といたしまして、今後の予定でございます。

この12月、今月中に障害者自立支援協議会のほうで御説明をさせてもらって、客観的な立場からいろんな御意見をいただこうと考えております。令和3年2月の第1回定例市

議会において廃止条例案を提出を予定をしております。議決をいただいた後、対象者に個別の周知を行っていかうとそうように考えております。

説明につきましては以上でございます。

委員長（竹橋和彦君） ありがとうございます。

ただいまの説明に対し、質疑のある方は順次挙手により一問一答でお願いします。

宮原委員。

委員（宮原忠行君） 今、制度が竹原市を含めて5市よね。あと4市教えて。

委員長（竹橋和彦君） 社会福祉課長。

社会福祉課長（沖本 太君） 現在、制度が残っている市については、三原市、東広島市、府中市、尾道市でございます。福山市においてもこの制度あったのですが、平成25年3月に我々が今説明させていただいた理由で制度の廃止をされているところでございます。

以上です。

委員長（竹橋和彦君） ほかに質疑のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（竹橋和彦君） ないようでしたら、次に参ります。

インフルエンザ流行に備えた診療・検査体制について説明を求めます。

健康福祉課長。

健康福祉課長（森重美紀君） 健康福祉課からインフルエンザ流行に備えた診療・検査体制について御報告いたします。

まず、趣旨でございますが、季節性インフルエンザの流行期には発熱等の症状を訴える人が大幅に増え、検査や医療の需要が急増することが見込まれることから、国、県においては医師会と連携し、インフルエンザ流行に備えた新型コロナウイルスの診療・検査体制の整備を行っておられます。

本市のインフルエンザ流行に備えた診療・検査体制について御報告します。

2の広島県の体制でございます。

これまでの体制としましては、症状等から新型コロナウイルスの感染が疑われる方は、保健所が介在する形でまずは帰国者・接触者相談センターに電話で相談した上で帰国者・接触者外来等を受診し、必要の場合には検査を受ける体制でございました。現在の体制としましては、チラシと併せて御覧いただければと思うのですが、発熱等の症状がある方は

かかりつけ医等に必ず事前に電話相談の上、受診をされます。相談先の医療機関で対応できない場合には、その医療機関が他の診療・検査ができる医療機関を紹介されることになっています。かかりつけ医を持たないなど相談先に迷う場合は、受診相談センター、積極ガードダイヤルに電話で相談し、診療・検査ができる医療機関の紹介を受け、受診をされることになっています。なお、検査については、受診の上、医師が必要と判断した場合に検査を受けることになります。

次に、竹原市の体制でございますが、先ほど御説明しました紹介された医療機関のうち、自院で新型コロナウイルスの検体採取を行わない医療機関は、医療機関がPCR検査センターを予約をし、検体採取を依頼します。そのPCR検査センターなのですけれども、4番、竹原地区PCR検査センターを、設置主体が一般社団法人竹原地区医師会で、開設日時、令和2年12月15日開設予定ということで開設されることになっております。設置場所は非公表です。実施日時は火曜日、木曜日、13時から14時までを予定されております。実施方法はドライブスルー方式による検体採取で、医療機関からの事前予約のみでございます。

報告は以上です。

委員長（竹橋和彦君） ありがとうございます。

ただいまの説明に対し質疑のある方は順次挙手により一問一答でお願いいたします。

ございませんか。

宇野委員。

委員（宇野武則君） 開設が12月15日予定とあるのですが、これは医師会で確認してここに予約するということですか。

委員長（竹橋和彦君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（森重美紀君） 診療・検査医療機関を受診されますので、症状のある方が、そこで市内の診療・検査医療機関の中には自院で検体採取が行われるところもあるのですが、医師会が開設するPCRセンターに予約して別の場所で検体採取が行われる医療機関もあります。予約は医療機関が予約します。

委員長（竹橋和彦君） 宇野委員。

委員（宇野武則君） たまたま竹原市は昨日初めて出たので、竹原の市民はコロナが出た場合にどこへ行くのだろうかという、そういう心配が非常に多いのよね。インフルエンザと症状が似たところもあるし、やっぱりそういう面は発表する、市民へそういう指標を

発信するのは行政しかないわけだから、東広島行くなら東広島はどこ、この辺だったら県病院が一番いいのではないかと思うのですが、4階、5階が空いているのでね。そういうような思いもあるわけですが、もうちょっと市民に、2月頃からやって相当なるので、誰がかかるか分からないので、目に見えないのだから、もしかかった場合にはこうですよという、もうちょっと簡易にね、東広島のところをこれ公表しないということだから、ある程度のことは市のほうが電話があれば直接紹介しますとか、もうちょっとそういう体制をやっぱり検討してみてください。

委員長（竹橋和彦君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（森重美紀君） 市民への症状が出た場合どうすればいいかという周知については大切なことだと考えておまして、添付しておりますチラシを市内の公共施設ですとか医療機関ですとかに配布したり、広報、SNS等で周知に現在努めているところでございます。

委員長（竹橋和彦君） ほかにありませんか。

宮原委員。

委員（宮原忠行君） 例えば、私は三原へ通院していて主治医がいるのだけど、風邪と発熱のある人は診療拒否なのよ。例えば竹原で風邪とかあるいは発熱の症状のある方を受診拒否をされているところは把握できているのですか。

委員長（竹橋和彦君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（森重美紀君） 診療・検査医療機関については、症状のある方の診療ができますよという医療機関と、うちでは動線の確保等ができないから診療できないという医療機関を県のほうが把握されております。それを医療機関内で情報共有をされて診療できる医療機関を紹介されるという仕組みを作られております。

委員長（竹橋和彦君） 宮原委員。

委員（宮原忠行君） そうではないのよ。普通の風邪とかあるいは発熱があつたら、もうコロナとして疑ってかかるわけよ。だから、コロナであろうが何だろうが関係なしにもうとにかく風邪症状である方、あるいは熱のある方は一切受け付けませんよ、という医療機関は竹原にはないのですか。

委員長（竹橋和彦君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（森重美紀君） 診療・検査医療機関というのは、そういった症状のある方を、発熱とかある方も診ますという医療機関になります。だから、診療・検査できません

という医療機関もあるだろうと思います。コロナが疑われますので、やはり動線の確保等体制が整わない医療機関は診療・検査をしないというふうに出されている医療機関あると思います。

委員長（竹橋和彦君） 宮原委員。

委員（宮原忠行君） だからそれは把握はできていないということよね。すぐコロナと結びつけるというのだけど、コロナだと疑われたら院内感染・クラスターの発生を防ぐためにもう門前払いですよ。普通ならば行きつけの医者とか私もあるけれども、先生、これは風邪だと思うのだが、あるいは女房がインフルエンザにかかったからインフルエンザかも分からないから調べてと言ったら、前だったら調べてくれていたのよ、マスクして来いと言って。そして、今もうそれすらできない、もっと言ったら風邪を引けないような状況なのよね。いやいや、本当診てくれないのだから。だから、そのの場所をもっと現実的にしないといけない。上からおりたからってそれをおうむ返しでしたのでは、市民に声が届かない。だから風邪も気をつけてくださいよと言わないとね。インフルエンザは一切話出ないでしょう。手洗いとマスクして皆予防しているからよ。医療の緊急事態だから、風邪にも気をつけてくださいよということをしてしないと。診てくれないのだから、多分ね。竹原市内だったらほとんど動線なんか確保できるところないから、ほとんどのところは診てもらえないのではないかと考えている。

委員長（竹橋和彦君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（森重美紀君） そういった冬になって発熱等の症状が出る方が増えるということは当然国、県のほうも想定されておりまして、そのために診療・検査ができる医療機関、できない医療機関というのを整理されて、診療・検査ができる医療機関のほうで受診してくださいという仕組みを作られたということになります。それで、すみません、市内にも診療・検査ができる医療機関はございます。

委員長（竹橋和彦君） 宮原委員。

委員（宮原忠行君） 今もう現実的に医療崩壊がどうのこうのという時期になっているのよ。もう一つ、医療崩壊をどういうふうに定義するかというのは、通常診療ができなくなるのよ。竹原でいったらほとんどが、もう通常診療そのものが、風邪引いても行かれないの。そうしたら風邪薬買って飲む以外ないのよ。その危機感というのがどうも感じられないのよ、私。もう答弁はいいからね。それだけ言っておきます。

委員長（竹橋和彦君） ほかにございませんか。

吉田委員。

委員（吉田 基君） 前にソフトバンクで2,000円ぐらいのPCR検査が出ると言っ
て、あれを準備しておいてこうちょっと可能性があるというのか、そういう体制をやれば
よかったのではないかなとか、素人的な発想で恐縮なんですけど……。

ああいうのをもっと利用できないのかね。確率の問題はあるかも分からないけど、そこ
ら辺はどういうふうに捉えるというか把握しているか、ちょっとそれなりで結構ですか
ら。

委員長（竹橋和彦君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（森重美紀君） すみません。そのソフトバンクのは承知しておりません
で、申し訳ございません。今ここでやるPCRセンターというのは、行政検査適用の診療
になります。医師が必要と判断した、だから医療・診療になる検査になっております。す
みません、答えになってなくて。

行政検査ですので、検査の部分については無料になります。最初に診察していただく
ところでは、普通の初診料の部分は医療機関でかかるようにはなりません。

委員長（竹橋和彦君） よろしいですか。

委員（吉田 基君） はい。

委員長（竹橋和彦君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（竹橋和彦君） ないようですので、次に参ります。

低所得のひとり親世帯臨時特別給付金、基本給付の再度支給について説明を求めます。

社会福祉課長。

社会福祉課長（沖本 太君） それでは、資料4を使って御説明を申し上げたいと思いま
す。

低所得のひとり親世帯臨時特別給付金、基本給付の再支給についてということでござい
ます。

まず、概要でございます。

新型コロナウイルス感染症の影響により、子育てと仕事を一人で担う低所得のひとり親
世帯に特に大きな困難が心身に生じていることを踏まえ、臨時特別給付金の支給を実施し
ております。これにつきましては、国の第2次補正を活用して既に8月から始めていると
ころでございます。ひとり親家庭につきましては、もともと経済的基盤が弱く、厳しい状

況にある中でその生活実態が依然として続いていることを踏まえ、年末年始に向け、既に給付金、基本給付の支給を受けている、または申請している者に対しまして再度同様の給付を行うものでございます。

2、内容でございます。

対象者でございますが、以下のいずれかに該当し、基本給付の支給を受けた者ということで、こうした方につきましては申請不要となっております。

まず、アでございます。令和2年6月分の児童扶養手当の支給を受けている者。イといたしまして、公的年金給付等を受けていることにより、児童扶養手当の支給を受けていない者。ウといたしまして、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、直近の収入が児童扶養手当の対象となる水準に下がった者ということでございます。令和2年12月11日時点でその第2次補正を活用しているその基本給付の申請を行っていない者につきましても、今回併せて申請をしていただくことにより両方の支給を満たすものでございます。

(2)といたしまして、給付額でございますが、1世帯5万円ということで、第2子以降1人につき3万円を加算いたします。

(3)といたしまして、費用につきましては全額国庫負担でございます。

3の今後の予定につきましては、今定例会において補正予算を追加提案する予定としております。議決をいただいた後、支給対象者へのお知らせを通知して、年内、これは25日を予定しておりますが、その日に支給を実施していこうと、そのように考えております。

説明につきましては以上でございます。

委員長（竹橋和彦君） ありがとうございます。

ただいまの説明に対し質疑のある方は、順次挙手により一問一答でお願いいたします。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（竹橋和彦君） ないようですので、説明員は退室いただいて結構です。

次に参ります。

閉会中の審査の申出についてであります。次回定例会までの間、当委員会として集中的に継続審査を行わなければならない事件として、別紙のとおり申し出るよう考えております。その他、委員の皆様におかれて継続審査、調査について御意見なり、御要望はござ

いませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（竹橋和彦君） ないようでしたら、別紙のとおり議長に申し出ることに対し御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（竹橋和彦君） 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

以上をもって民生産業委員会を閉会いたします。

ありがとうございました。

午前11時44分 閉会